都道府中清瀬線改築工事（東京都小金井市本町三丁目、本町四丁目、桜町一丁目及び桜町二丁目地内）に係る事業認定理由について

第１　起業者の名称　東京都

第２　事業の種類　都道府中清瀬線改築工事（東京都小金井市本町三丁目、本町四丁目、桜町一丁目及び桜町二丁目地内）

第３　起業地

１　収用の部分　東京都小金井市本町三丁目、本町四丁目、桜町一丁目及び桜町二丁目地内

２　使用の部分　なし

第４　事業の認定をした理由

平成１６年３月１１日に東京都から申請のあった都道府中清瀬線改築工事（東京都小金井市

本町三丁目、本町四丁目、桜町一丁目及び桜町二丁目地内）（以下「本件事業」という。）に関する事業認定の理由は、以下のとおりである。

1　土地収用法第20条第1号の要件への適合性について

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第3号に掲げる都道府県道に関する工事であり、土地収用法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、土地収用法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2　土地収用法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業は、東京都小金井市本町三丁目及

二本町桜町及び桜町一丁目の区間（以下「本区間」という。）の延長758mの区間（以下「本路線」という。）を全体計画区間とする都道府中清瀬線（以下「本路線」という。）の内から桜町一丁目地内まで、本路線は、道路法第15条の認定した路線であるところ、本路線の道路管理者である東京都知事が東京都道に認定した路線であり、東京都は、同法第15条の規定により本路線の道路管理者であることから、本件事業を施行する権能を有すると認められる。

したがって、本件事業は、土地収用法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3　土地収用法第20条第3号の要件への適合性について

（1）　申請事業の施行により得られる公共の利益について

本件事業は、本件区間に係る本路線の交通渋滞の緩和及び歩行者等の安全な交通の確保を目的とした道路構造令（昭和45年政令第320号）第4種第2級の規格に基づき延長758mを現道拡幅により行う道路改築事業である。

本路線は、東京都府中市八幡町一丁目地内の都道府中調布線との交差点を起点とし、小金井市、小平市及び東久留米市を経由して清瀬市元町一丁目地内の都道さいたま東村山線との交差点を終点とする全長15.2㎞の東京都武蔵野地区を南北に縦走する主要幹線道路の一つである。

本件区間は、東京都小金井市の中心市街地を通過しており、沿道に商業施設等が建ち並び、1日にバスが876本、1時間あた

りある道路で最大74本のバスが運行されている。しかしながら、本件区間は、車道幅員が6.5m程度と狭小で、停車帯が設置されていないため、商業施設への配送や買物等をするための車両の停車及び7箇所のバス停におけるバスの停車により交通渋滞が発生している。また、歩道が設置されているものの幅員が1.5m程度と狭小であるため、歩行者や自転車のすれ違い等に支障が生じている状況である。

起業者である東京都が平成15年6月27日に行った調査によると、本件区間における交通量は11,568台／日であり、バスの停車等に起因する最大渋滞長は280mに達していることが確認されている。

さらに、本件区間において交通事故が平

成11年から平成13年にかけて37件発生している。

本件事業の完成により、道路構造令で規定する停車帯及び自転車歩行者道を備えた道路が整備されることから、交通渋滞の緩和及び歩行者等の安全な交通が確保されるものと認められる。

なお、本件事業は、昭和37年7月26日に都市計画決定され、平成元年6月16日に変更決定された小金井都市計画道路3・4・13号小金井久留米線と整合しているものである。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 申請事業の施行により失われる利益につ

いて

本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に定める環境影響評価の対象事業となっていないが、起業者である東京都が自動車走行による騒音、振動及び大気質について任意で検討したところ、環境基本法（平成5年法律第91号）の規定に基づく騒音に係る環境基準の基準値を下回ること、振動規制法（昭和51年法律第64号）に定める道路交通振動に係る要請限度の範囲内となることが認められる。また、大気質については、本件事業の施行により停車帯が設置されることで交通渋滞が緩和され、本件区間を通過する車両の旅行速度が向上することで二酸化窒素及び浮遊粒子状物質等が軽減されること等から、現状より悪化

しないこと等が認められる。

以上のことから、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

（３）　比較衡量

（１）で述べた得られる公共の利益と（２）で述べた失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められる。

以上のことから、本件事業は、土地収用法第２０条第３号の要件を充足すると判断される。

４　土地収用法第２０条第４号の要件への適合性について

（１）　申請事業を早期に施行する必要性

本件事業は、３（１）で述べたように、本件区間において、交通渋滞が発生し、歩行

ること等認行者と歩び及び必要を図る確保を渋滞の緩和に通交通に交通の通交全安早全者等の安ら安かのめ

来してがあると

障支障来

なる。

また、本路線は、東京都が平成元年12月計画道路基本路線

策定した「多摩地域都市計画事業に着手すると地元

に策定において、緊急に事業に着手すると地元

画」にお置付けられている とともに、望が

とし位置付けられている とともに、望が

から本路線の早期拡幅整備の要望がある。

さらに、本路線は、東京都が平成8年に

策定した「東京都地域防災計画」において、

本路線の全線が震災時に応急対策舎そ

中枢を担う東京都本庁舎、区市町村庁舎そ

の他重要な施設間を連絡する輸送路であ

第一次緊急輸送道路に指定されており、震

災時における緊急輸送道路としての役割を

担う道路として位置付けられている。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

（２）　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、道路構造令等に定める規格に基づき必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、本件事業の用に恒久的に供されるものであることから、収用又は使用の別についても合理的であると認められる。

したがって本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、土地収用法第20条第４号の要件を充足すると判断さ

れる。

5　結論

以上のとおり、本件事業は、土地収用法第20条各号の要件を充足すると判断されるため、同条の規定に基づき、事業の認定をするものである。

第5　土地収用法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所　東京都小金井市役所